

答 申 第 27 号
令和 7 年 1 月 20 日

富山県知事 新田 八朗 殿

富山県個人情報保護審議会
会 長 神 山 智 美



特定個人情報保護評価に関する規則第 7 条第 4 項の規定に基づく特定個人情報ファイルの取扱いについて（答申）

令和 7 年 1 月 17 日付け税第 64 号により諮問のあった、県税賦課徴収事務に係る特定個人情報ファイルの取扱いについて、富山県個人情報保護審議会条例第 2 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、次のとおり答申します。

記

県税賦課徴収事務に係る特定個人情報保護評価書案（以下「評価書案」という。）に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、当審議会が点検を行ったところ、特定個人情報保護評価指針（平成 26 年 4 月 18 日特定個人情報保護委員会告示第 4 号。以下「指針」という。）に定める実施手続等に適合した評価が実施されており、かつ、当該評価書案の内容は、指針に定める評価の目的等に照らし妥当であると認められる。